

外部評価結果概要表

全体を通して(特に良いと思われる点など)	分野	特記事項(※優先順位の高い要改善点について)
<p>のどかな田園風景が広がる住宅地の中、民家を思わせる平屋造りが周囲の風景に溶け込み、玄関周りに飾られた鉢植えの季節の花が親しみやすい雰囲気を出している。近隣は、静かで、散歩や日常の買い物ができる暮らしやすい恵まれた環境である。ホーム内は、入居者の作品や写真などの掲示も過度にならず、一般の家庭の居間のような、落ち着いたくつろげる空間作りに配慮されている。</p> <p>ホームの基本理念は、開設時職員全員でミーティングを重ねて作り上げたもので、職員全体が理解し、新入職員にも伝達周知が図られ、日々の介護の細部にまで反映されている。入居時、詳細なアセスメント表に沿ってアセスメントを行い、生活歴や個性を把握し、「その人らしさ」を重視した介護計画が作成されている。家族の訪問が頻回であるため、訪問時に希望や意見を聴取し介護計画の見直しに反映している。</p> <p>夜勤の時間帯に業務を振り分け、入居者に対応する時間帯に余裕を持たせることにより、職員が業務を優先することなく、入居者のペースに合わせて支援できるような取り組みがある。職員の言葉かけや態度は、入居者の尊厳を尊重したやさしく丁寧なものであり、ホームの理念である「その人らしさ」を尊重した対応が見られる。日課のレクリエーション・趣味・家事への参加など、入居者が希望と力量に応じた選択ができるように、様々な機会を提供し、心身の活性化が図られている。ADLの低下や認知症の重度化を受容し、看護師による状態把握の中で、入居者が最大限に活動できるように、配慮されている。</p> <p>食事については、家庭的な食器を使用し、手触りや見た目にも気配りがされ、食事への関心を高め意欲を低下させないように配慮されている。毎週木曜日は、入居者の希望を取り入れたメニューで季節の物をふんだんに使った手作りの食事やおやつが提供され、職員も一緒に食卓を囲んでみんなで楽しく食事ができる雰囲気を作っている。入浴や排泄、睡眠なども入居者一人ひとりの生活パターンを把握し、個々のリズムに合わせて職員が対応するように心がけている。特に不眠を訴える入居者には、安易に薬剤を使用することなく、なるべく昼間体を動かすように配慮し、スムーズに睡眠に導くなどの取り組みを行っている。</p> <p>健康管理については、常勤の看護師が配置されており、日々の状態が把握でき、心身の変化や緊急時の対応が的確に行える体制が整っている。又、医療機関との連携も充実し、内科は週2回、歯科は週1回の往診があり、希望者には訪問リハビリも受けられるようになっている。</p> <p>地域との連携については、施設への理解を深めてもらえるよう積極的に地域の行事やお祭りなどに参加し交流の機会を増やす取り組みを行っている。職員の中にも地域の人が多くなってきている。家族との交流は、ほとんどの家族が月に1回以上は面会に訪れるなど、職員に気軽に声をかけられるよう親しみやすい雰囲気を心がけている。又、毎月「ノア通信」を発行、入居者の日々の様子や行事の案内などを報告している。</p> <p>研修については、年間を通して内部、外部の研修計画を立て、職員其々の段階に応じた研修が受講できる体制が整っている。</p>	I 組織体制	要改善点は特にない。今後は維持、更なる向上に向けての取り組みに期待する。
	II 適切なサービスの運営	介護計画の見直しが、定期的・必要時随時に行われているが、入居者全員について確実に実施されていない場合もある。定期的・必要時随時にサービス担当者会議を行い、介護計画の見直しを確実に実施する体制を整備しつつあるため、その整備と実施が望まれる。
	III 利用者本位	要改善点は特にない。今後は維持、更なる向上に向けての取り組みに期待する。
	IV 日常生活行為の支援	要改善点は特にない。今後は維持、更なる向上に向けての取り組みに期待する。
	V 運営体制	要改善点は特にない。今後は維持、更なる向上に向けての取り組みに期待する。
	VI 人材育成	要改善点は特にない。今後は維持、更なる向上に向けての取り組みに期待する。

評価報告書(判断理由・根拠省略)

I 組織体制

No.	外部評価	1 運営方針等	できている	要改善
		①理念の具体化		
1	1	管理者は、認知症高齢者グループホーム(以下「ホーム」という)に関する法令の意義を理解するとともに、常に入居者一人ひとりの人格を尊重することがホームの運営上の方針や目標等において具体化している。 (理念:記述のこと) 以下、記述欄	○	

II 適切なサービス運営

No.	外部評価	1 生活空間づくり	できている	要改善
		家庭的な生活空間づくりを行っている		
9	2	入居者や家族が入りやすく、近所の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気づくりの配慮をしている。(玄関まわりに草花を植える、親しみやすい表札をかける等)	○	
10	3	共用の生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、いずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。	○	
11	4	共用空間の中に、入居者が一人になったり、気のあった入居者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。	○	
12	5	居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。	○	
		心身の状態にあわせた生活空間づくりを行っている。		
13	6	入居者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにするための設備や工夫がある。(すべり止めや要所への手すり等の設置、浴槽・便座・流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等)	○	
14	7	職員は、入居者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気をこわさずに、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫をこらしている。(トイレや部屋の目印等)	○	

15	8	入居者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。(テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、陽射し等)	○	
16	9	見やすく、馴染みやすい時計や暦を目につく所に設置している。	○	
17	10	入居者の活動意欲を触発する馴染みの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。(ほうき、たらい、裁縫道具、園芸用品、趣味の品など)	○	
No.	外部評価	2 認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)	できている	要改善
		入居者やその家族の希望を聞いているか。		
19	11	入居者の主体性を重視しアセスメントを行い、個別の状況や特徴を踏まえた介護計画を作成している。また、それを実際のケアに活かしている。	○	
20	12	介護計画を、入居者や家族とも相談しながら作成している。	○	
26	13	計画作成担当者は、実施期間が終了する際と、状態変化に応じた随時の見直しを行っている。(入居者の状態、介護者の状態、サービスの利用状況、目標の達成状況など。)		○
No.	外部評価	3 サービス運営	できている	要改善
31	14	入居者や家族からの要望、希望、特に留意すべき事項など入居者の状況の情報がについて、職員間での、確実な申し送り(情報伝達)を行っている。	○	
33	15	チームケアの実現のために、非常勤の職員も含めた定期的なケア会議を行っている。また、結果については、定期的に法人代表者や管理者に報告している。	○	
<b>Ⅲ 利用者本位</b>				
No.	外部評価	1 人権・プライバシーの保護	できている	要改善
76	16	職員は、常に入居者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。職員という言葉かけや態度はゆったりしており、やさしい雰囲気で見守っている。(入居者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助、プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている。「現実」を否定しない等)	○	

No.	外部評価	2 コミュニケーション	できている	要改善
		③コミュニケーションの困難な方が入居している場合、対応できるよう取り組んでいる。		
91	17	外国語・方言、視聴覚障害等、コミュニケーションの困難な方が入居している場合に、対応できるよう取り組んでいる。(職員の技能の修得、対応できる職員の採用やボランティアの活用などに努めている。文字・絵カードを使用するなどの工夫を凝らしている等。)	○	
No.	外部評価	3 自立支援	できている	要改善
92	18	入居者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを活かしている。	○	
93	19	職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、入居者が自由に自分のペースを保ちながら暮らせるように支えている。	○	
94	20	職員は、入居者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切に、それらを促す取り組みを日常的に行っている。(選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等)	○	
95	21	自立支援を図るために、入居者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり一緒に行ったりしている。(場面づくり、環境づくり等)	○	
		身体拘束をしないことに対して積極的に取り組んでいる。		
101	22	入居者の自由な暮らしを支え、入居者や家族等に心理的圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくてもすむような配慮など身体拘束(行動制限)をしない工夫をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。(外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等)	○	

IV 日常生活行為の支援

No.	外部評価	1 食事	できている	要改善
116	23	職員も入居者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼしなどに対するサポートをさりげなく行っている。	○	
118	24	食事作りを行っている。食事作りに入居者の意見を反映させる、食事作りのために食材購入で外にでかけるなど、食事作りの過程を通じて食事を楽しめるよう支援している。	○	
117	25	入居者一人ひとりの食事摂取量や水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。	○	
No.	外部評価	2 排泄	できている	要改善
119	26	おむつをできる限り使用しないで済むように、入居者一人ひとりの排泄パターンを把握し、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っている。	○	
120	27	排泄の誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安や羞恥心、プライバシーに配慮して行っている。	○	
No.	外部評価	3 入浴	できている	要改善
126	28	入居者一人ひとりの希望にあわせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。(時間帯、長さ、回数等)	○	
No.	外部評価	4 整容	できている	要改善
129	29	整容の乱れ、汚れなどに対して、プライドを大切にさりげなくカバーしている。(髭、着衣、履物、食べこぼし、口の周囲など)	○	
No.	外部評価	5 生活支援	できている	要改善
		安眠・休息などの生活支援を適切に行っている。		
132	30	入居者一人ひとりの睡眠のパターンを把握し、夜眠れない入居者には、1日の生活リズムづくりを通じた安眠策をとっている。	○	
133	31	ホーム内で入居者一人ひとりが楽しみごとや出番を見出せるよう、場面づくりなどの支援を行っている。(テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物たたみ、小動物の世話、新聞とり等)	○	

		医療機関の受診などの支援を適切に行っている。		
136	32	心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。(医師、歯科医師、保健師、看護師等)	○	
		健康管理への支援を適切に行っている。		
139	33	入居者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。(歯磨き・入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等)	○	
140	34	職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。	○	
<b>V 運営体制</b>				
No.	外部評価	1 地域との連携、交流	できている	要改善
		地域との交流を積極的に行っている。		
148	35	入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。(買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等)	○	
149	36	入居者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。(商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等)	○	
No.	外部評価	2 家族との交流	できている	要改善
		①家族との交流を積極的に行っている。		
152	37	家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。(来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のいやすさ等)	○	
153	38	家族が、気がかりなことや意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的な連絡などを積極的に行っている。('たより'の発行や行事ビデオの上映、写真の送付など)	○	
154	39	入居者が日常の金銭管理を行えるよう、一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。また、入居者が持つ小口現金の管理や、家族からホームに託された預り金の管理については、本人及び家族の同意のもとでその方法を定め、定期的に出納内容を本人及び家族に報告している。	○	

VI 人材育成

No.	外部評価	1 職員の資質の向上	できている	要改善
		①職員の人権意識の向上や知識・技術等の修得の目標の達成に向け、職員の研修機会を確保している。		
158	40	採用時あるいはフォローアップ等、それぞれの段階に応じた外部研修を職員が受講できる体制が用意されている。	○	

【備考】

○ 用語の整理

- ・「職員」: 常勤・非常勤又は職種を問わず、当該事業所に雇用されるすべての職員。
- ・「定期的」: そのことが何週間に一度、何ヶ月に一度など、一連の取り組みの中に定期的に位置付けられているとともに、実施されていること。
- ・「事業計画」: 行事等を行うための計画ではなく、事業所の運営に当たり取り組むべき内容を定めたもの。
- ・「管理者」: 指定事業者としての大阪府への届出の管理者。
- ・「第三者」: 法人代表者や職員といった事業者、入居者やその家族といった当事者以外の者全般。
- ・「マニュアル」: そのことに関する基準となる考え方を整理し、手順などの具体的な取扱い方法を示したもの。